

公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内

(施設所有(管理)者賠償責任保険+団体総合生活補償保険(標準型))

高額損害賠償請求への備えは大丈夫ですか？

団体総合生活補償保険(標準型)には団体割引10%が適用された保険料でご加入できます。

加入タイプは皆様のニーズに合わせてお選びください！！
補償内容は「Aコース」「Bコース」の2種類です。*3ページ参照
ご自身の加入者区分を確認し、ご加入タイプを選択してください！

加入者の区分 と補償の範囲

※無職の方でもスポーツ指導の報酬が年金受給額より上回る方は「プロの方」となります。

プロの方 (スポーツ指導を職業とされている方)

※指導報酬が収入の方

《24時間補償》

有職者の方

(勤労者(パート・アルバイトを含む))
※職業をお持ちの勤労者の方で
ボランティアでスポーツ指導されている方

《就業中以外補償》

無職の方

※主婦(夫)・年金受給者で
ボランティアでスポーツ指導されている方
(年金受給金額を下回る報酬の方はこちらとなります。)

《24時間補償》

※＜全タイプ共通＞賠償責任保険はスポーツ指導活動中の事故のみが対象となります。

ご自身の加入者区分が決まりましたら加入タイプを選択してください。

ご加入が
可能なタイプ

PAタイプ・PBタイプ

YAタイプ・YBタイプ

MAタイプ・MBタイプ

賠償責任とケガの補償としてこんな時お役に立ちます。

施設所有(管理)者賠償責任保険



野球指導中、安全確保を怠ったために
通行人にボールがぶつかり、ケガをさせた。



体操の指導中に手本を見せる際、
生徒にぶつかりケガをさせてしまった。

団体総合生活補償保険(標準型)

※YAタイプ、YBタイプについては、職業または職務に従事している間のケガは補償の対象外となります。



ボランティア中の
スポーツ指導で、ケガをして入院した。



ボールにあたり転倒した
ためにケガを負い、通院した。等

●加入申込期間：平成30年2月16日～3月12日まで

●保険期間：平成30年4月1日午後4時から平成31年4月1日午後4時まで1年間

＜中途加入の取扱について＞

3月13日以降のお申込みは、4月15日申込締切の中途加入となります。中途加入の詳細については3ページを参照ください。

【ご連絡先・お問い合わせ先】

取扱代理店 株式会社 エンジョイ・スポーツ

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 TEL: 03-3481-2761 FAX: 03-3481-2762

本制度引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部営業第二課

公益財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議

『公益財団法人日本体育協会は平成30年4月より、公益財団法人日本スポーツ協会に名称が変わります。』

1. 本制度の概要

- この保険は公益財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- 公益財団法人日本体育協会は、本会に登録した公認スポーツ指導者の皆さま方が常に安心して指導活動に専念できるように、本制度を昭和62年に設置いたしました。
- 本制度は、公認スポーツ指導者が負傷したり、他人から法律上の損害賠償請求を受け治療費、慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなった場合の、迅速な救済・補償を目的とした制度です。

2. 申込人、被保険者の範囲(対象となる指導者＝加入資格者)

- 本制度でお申込人(加入者)、被保険者(賠償責任保険においては記名被保険者であり、保険契約により補償を受けられる方。以下同様とします。)となれる方は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者(スポーツ少年団認定員を含みます。)に限ります。

3. ご加入手続(保険料のお振込)

- 同封の「払込取扱票(加入申込票)」に以下の①～⑩の全項目をもなくご記入ください。

同封のゆうちょ銀行「払込取扱票(加入申込票)」のご依頼人欄・通信欄に下記の事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行または郵便局より保険料をご送金ください。(払込料金は、ご加入者のご負担となります。)

- ①加入タイプ(PA、YA、MA、PB、YB、MB) ②資格名 ③登録番号または認定番号
④住所(〒、フリガナ) ⑤職業名・職種名 ⑥他の保険契約等(該当する場合のみ) ⑦氏名(フリガナ)
⑧生年月日(西暦) ⑨性別 ⑩電話番号

<記入例>

00 東京		払込取扱票										金額		料金		備考	
口 座 記 号 番 号		金 額										千 百 十 万 千 百 十 円					
0 0 1 4 0 4		5 7 9 9 1 4															
加入者名 日本体育協会 公認スポーツ指導者総合保険係		登録番号または認定番号										①		②			
この払込取扱票は 保険専用です。 登録料の払込はできません。		公認スポーツ指導者総合保険制度加入申込 書(※)に添付して提出してください。加入者名・住所・ 職業名・職種名・性別・生年月日・電話番号・加入者印 (捺印)を記載し、保険料を納入してください。										③		④			
資格名		⑤										⑥		⑦			
加入者住所(〒 フリガナ)		⑧										⑨		⑩			
職業名・職種名 (「プロ」・「有職者」・「無職者」) ※必ず○をつけてください。		⑪										⑫		⑬			
団体との関係 団体の構成員本人		上記では記入欄が不足する場合には、取扱代理店または引受保険会社にお申し出ください。										⑭		⑮			
氏名 (フリガナ)		⑯										⑰		⑱			
生年月日(西暦)		⑲										⑳		㉑			
性別 (男) (女)		㉒										㉓		㉔			
電話番号		㉕										㉖		㉗			
年 月 日生		㉘										㉙		㉚			

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東京53261号)
これより下部には何も記入しないでください。

【特にご確認ください点】

- ①加入タイプを必ずご記入ください。
- ②資格名をご記入ください。
- ③登録番号または認定番号
- ④ご住所をご記入ください。
- ⑤該当に必ず○印
プロ…指導報酬が主たる収入の方
無職の方でもスポーツ指導の報酬が年金受給額より上回る方は「プロの方」となります。
有職者…指導者以外に職業をお持ちの勤労者の方
(本業・副業は問いません。勤労者にはパート・アルバイトを含みます。)
無職者…主婦(夫)・年金受給者でボランティアで指導されている方
(年金受給額を下回る報酬の方はこちらとなります。)
- ⑥該当がある場合はご記入ください。
- ⑦～⑩必要事項をご記入ください。

- 保険料の払込方法は、現金でご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入者には、証券、加入者証は発行いたしません。「振替払込請求書兼受領証」が本制度加入の証となりますので、大切に保管してください。
- ご加入の際は、「払込取扱票(加入申込票)」の記載内容を再度ご確認ください。
- 多人数で同時にお申込みいただく場合は、1枚の「払込取扱票(加入申込票)」で人数分の保険料を送金いただくとともに通信欄に「名簿別送」と記入し、「振替払込請求書兼受領証」のコピーを添えて公益財団法人日本体育協会・公認スポーツ指導者総合保険制度係に前記①～⑩を記入した名簿をご提出ください。この場合は、名簿がそれぞれの方の「払込取扱票(加入申込票)」となり、告知義務の対象となります。

<ご加入内容に変更が生じた場合>

(賠償責任保険・傷害保険)

- 各保険の「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明 2. 告知義務・通知義務等(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」をご参照ください。

ご加入タイプ

●ご加入タイプ、保険金額、支払限度額、保険料は下記のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

●賠償責任保険は、1名・1事故につき1億円を限度として損害賠償金、費用等の保険金をお支払いします。(免責金額 1事故につき1,000円)

		Aコース			Bコース		
傷害保険	傷害死亡・後遺障害 保険金額	500万円			100万円		
	傷害入院保険金日額	5,000円			3,000円		
	傷害手術保険金	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の10倍の額 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の5倍の額					
	傷害通院保険金日額	2,000円			1,000円		
賠償責任保険	支払限度額 (身体障害・財物損壊共通)	1名・1事故につき1億円 (免責金額) 1事故につき1,000円					
		加入タイプと保険料(一時払)					
申込締切日 ^(注1)	補償開始日 ^(注2)	プロ PA	有職者 YA	無職者 MA	プロ PB	有職者 YB	無職者 MB
3／12	4／1	22,890円	10,660円	15,720円	13,920円	4,670円	6,750円
4／15	5／1	20,990円	9,820円	14,460円	12,760円	4,330円	6,230円
5／15	6／1	19,070円	8,970円	13,180円	11,610円	3,980円	5,720円
6／15	7／1	17,170円	8,130円	11,920円	10,430円	3,630円	5,180円
7／15	8／1	15,250円	7,270円	10,640円	9,280円	3,280円	4,670円
8／15	9／1	13,350円	6,430円	9,380円	8,120円	2,940円	4,150円
9／15	10／1	11,460円	5,590円	8,120円	6,980円	2,600円	3,640円
10／15	11／1	9,550円	4,730円	6,850円	5,800円	2,230円	3,100円
11／15	12／1	7,640円	3,890円	5,580円	4,640円	1,890円	2,580円
12／15	1／1	5,730円	3,040円	4,310円	3,490円	1,540円	2,070円
1／15	2／1	3,820円	2,190円	3,040円	2,330円	1,200円	1,550円
2／15	3／1	1,910円	1,340円	1,770円	1,160円	840円	1,020円

* 支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「お支払いの対象となる損害」(4ページ)をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、「払込取扱票(加入申込票)」にてお申し込みの加入タイプをご確認のうえ、この「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

* 傷害保険は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注1) 申込締切日とは、ゆうちょ銀行または郵便局での保険料の着金完了の日。土日祝日の場合は、翌営業日を締切日とします。

(注2) 補償開始日は、2018/2/16～3/12の加入申込期間中に加入手続を行った場合、2018/4/1午後4時となります。それ以降のお申し込みは中途加入の取扱いとなります。中途加入の場合、毎月15日申込締切、翌月1日午前0時より補償開始となります。加入申込日(ゆうちょ銀行または郵便局で保険料の送金手続を行った日)が補償開始日とはなりませんので、ご注意ください。また、いずれの場合も保険期間は平成31年4月1日午後4時までとなります。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合

本制度は、「施設所有(管理)者賠償責任保険」および「傷害補償(標準型)特約付団体総合生活補償保険」とで構成されています。

1. 賠償責任保険について【施設所有(管理)者賠償責任保険】

(1) 保険金をお支払いする主な場合 ＜他人への損害賠償責任＞

●指導者として登録された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が、指導活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合(スポーツ指導中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした等)に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。(国内での事故が対象です。)
保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

*指導中のサッカーをしているお子さまがただ単につまづいて転んだというだけでは、本保険の対象となりません。

指導者の方が法律上の損害賠償責任を負うことが条件となります。

また、スポーツそのものが一定の危険性を伴っていることから、所定のルールを守ってプレーをしても、いわば必然的に生じてしまう事故もあります。

下記のような事故の場合は、法律上の損害賠償責任はないものと考えられます。

a)野球の試合中、バッターの打球が他の選手に当たりケガをさせた。

b)テニスプレー中、スマッシュが相手に当たり、ケガをさせた。

(2) お支払いの対象となる損害

●お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

*上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から3ページ記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、3ページ記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

お支払いする争訟費用の額	=	⑥争訟費用の額 × $\frac{\text{支払限度額}}{\text{① 損害賠償金の額}}$
--------------	---	---

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)(または)固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ<ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。>の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

等

＜賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合＞

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
- ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
- ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
- ◇石綿等の飛散または拡散

＜特別約款でお支払いしない主な場合＞

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。)(の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車(原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していない場合は除きます。)(の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)(の所有、使用または管理に起因する損害

- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害
- 石油物質が「払込取扱票(加入申込票)」記載の施設から公共水域(海、河川、湖沼、運河)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が「払込取扱票(加入申込票)」記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用(被保険者が支出したと否とを問いません。)

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2. 傷害保険について【傷害補償(標準型)特約付団体総合生活補償保険】

(1) 対象となる事故 ＜指導者ご自身の傷害(ケガ)＞

●急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害*および傷害に起因する死亡および後遺障害が対象となります。(国内だけでなく、海外での事故も対象です)

※例えば、次のものは本保険でいう傷害には該当せず、保険金は支払われません。

- a) 野球肩、テニス肘、靴ずれなど、急激性がない症状、b) 急性心不全などの心臓疾患、c) 風邪などの病気
- ただしYA・YBタイプに加入した場合は就業中を除く以下の傷害等が補償の対象となります。
- ①指導者ご自身が指導を行っている間、自主練習中など本来の業務に従事していない時に負ってしまった傷害
 - ②指導、自主練習を行う場所までの、往復中の傷害 等

(2) 保険金をお支払いする場合

※印を付した用語については、6ページの「(4)※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	[傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術*の場合…[傷害入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	[傷害通院保険金日額]×[傷害通院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

◎YAタイプおよびYBタイプには就業中の傷害危険対象外特約がセットされているため、職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。

◎柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、下記の「(4) ※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 ● 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金	
	傷害入院保険金	
	傷害手術保険金	
	傷害通院保険金	
	★ 傷害補償(標準型)特約	

● すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関し行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。	

(4) ※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (※) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒
- (※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・ 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・ 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・ 肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療※に該当する診療行為^(※2)
 - (※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (※2) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的な事象をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

万一、事故が発生した場合

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＝賠償責任保険＝

○事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

○＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるよう相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

○損害賠償金は被害者の過失割合や、他の者(たとえば施設の管理者)の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故については、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては、引受保険会社と十分ご相談ください。なお、示談交渉は、自動車保険のように引受保険会社が代行することはできませんので、加害者である被保険者ご自身に行っていただくことになります。

＝傷害保険＝

○＜保険金支払いの履行期＞

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

＝賠償責任保険＝

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものを提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害賠償鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

＝傷害保険＝

○被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書・引受保険会社所定の同意書・事故原因・損害状況に関する資料・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)・引受保険会社所定の診断書・診療状況申告書・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書・死亡診断書・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

○＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

ご加入内容確認事項(傷害保険)

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)、保険期間(保険のご契約期間)、保険料・保険料払込方法

2. 「払込取扱票(加入申込票)」への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認いただき、「払込取扱票(加入申込票)」に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。**記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。**

皆さまがご確認ください。

・「払込取扱票(加入申込票)」の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

・「払込取扱票(加入申込票)」の「職業・職務」欄(「職種・職別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？

・「払込取扱票(加入申込票)」の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の「払込取扱票(加入申込票)」によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

お申し込み時にご注意いただきたいこと

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 被保険者(補償の対象者、賠償責任保険においては保険契約により補償を受けられる方)が次に該当する場合には、「他の保険契約等欄」にその内容を必ずご記入ください。
 - ①同種の危険を補償する他の保険契約(賠償責任保険、傷害保険、傷害疾病保険、所得補償保険等)をご契約している場合
 - ②過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領したことがある場合(賠償責任保険については、支払保険金の額に関わりなく事故の有無、回数をご記入ください。)
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。**(賠償責任保険)**
 - ・この保険は保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
 - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - (傷害保険)**
 - ・この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

2015年10月1日以降始期契約用

施設所有（管理）者賠償責任保険 をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では施設所有（管理）者賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。※「払込取扱票（加入申込票）」への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有（管理）者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 ＋ 保険法の適用に関する特約 （自動セット） 賠償責任保険追加特約 （自動セット） ＋ 施設所有（管理）者特別約款

（注）任意セットの特約は必要な場合にセットします。「（3）セットできる主な特約」をご参照ください。

（2）補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
施設所有（管理）者賠償責任保険	「払込取扱票（加入申込票）」 ^{（注）} の「加入者氏名」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、公益財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

（3）セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

（4）保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」1ページにてご確認ください。

（5）支払限度額等

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料^{（注）}は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^{（注）}につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

2. 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記載上の注意事項）

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に払込取扱票（加入申込票）^{（注）}の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。払込取扱票（加入申込票）^{（注）}に記入された内容のうち、●印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、払込取扱票（加入申込票）^{（注）}の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(払込取扱票(加入申込票)に記載された内容のうち、●印がついている項目が告知事項となります。)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」でご確認ください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、「払込取扱票(加入申込票)」に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時私のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

8. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 株式会社エンジョイ・スポーツ
〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1
TEL:03-3481-2761 FAX:03-3481-2762

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

重要事項のご説明

契約概要のご説明(傷害補償(標準型)特約付団体総合生活補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

	被保険者の範囲
	本人※
特約セットなし(本人型)	○

※「払込取扱票(加入申込票)」の加入者氏名欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の1ページにてご確認ください。

(5) 引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

い。

- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の保険金額欄および「払込取扱票(加入申込票)」・普通保険約款・特約等にてご確認ください。
- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「就業中の傷害危険対象外特約」をセットしているYAタイプ、YBタイプを除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(傷害補償(標準型)特約付団体総合生活補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は公益財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務—「払込取扱票(加入申込票)」の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。 「払込取扱票(加入申込票)」に記載された内容のうち、●印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、「払込取扱票(加入申込票)」の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

① 被保険者の「職業・職務」

② 他(の)保険契約等(*)に関する情報

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

① 職業・職務を変更した場合

② 新たに職業に就いた場合

③ 業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、右記の<ご契約の引受範囲外>

<ご契約の引受範囲外>
プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、「払込取扱票(加入申込票)」の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■ 保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金
	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外
	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(中途加入の場合は午前0時)に補償を開始します。保険料は、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

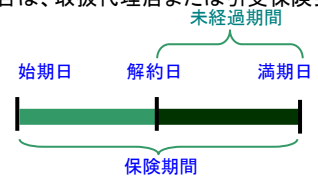
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは 【取扱代理店】株式会社エンジョイ・スポーツ TEL 03-3481-2761
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは 「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料) 受付時間: 平 日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)
万一、事故が起こった場合は 取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料) 事故は早く 指定紛争解決機関
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808[ナダイヤル(有料)] 受付時間: 平日 9:15~17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上は、日本体育協会「スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」のオフィシャルパートナーです。

SPORTS
for all